

意見招請に関する公示

(参考見積書のみ)

次のとおり実施要領を作成しましたので、意見を招請します。

2026年2月13日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

- 業務名称 :** 京都市との連携による学習用パソコンを活用したウクライナ教育支援
調達管理番号 : 25a00921
- 意見の提出方法**
 - 提出期限 :** 意見招請実施要領 1.2) のとおり
 - 提出先 :** 意見招請実施要領 1.1) のとおり
- その他 :** 「意見招請実施要領」のとおり。

以上

意見招請実施要領

(参考見積書のみ)

業務名称： 京都市との連携による学習用パソコンを活用したウクライナ教育支援

調達管理番号： 25a00921

2026年2月13日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

独立行政法人国際協力機構では

京都市との連携による学習用パソコンを活用したウクライナ教育支援

について、一般競争入札（最低価格落札方式）（電子入札システム利用）

により受注者を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている業務仕様書（案）等を公表し、同案に対する参考見積を依頼することとしましたので、下記要領により参考見積書の作成・提出にご協力願います。

1. 部署・日程等

1) 窓口

国際協力調達部 契約推進第三課

電子メール宛先：e_sanka@jica.go.jp

2) 日程

項目	提出期限、該当期間	備考
参考見積書の提出	2026/3/2(月) 正午(必着)	

2. 業務仕様書（案）等の配布・閲覧

該当なし。

3. 参考見積書の作成・提出にかかる協力依頼

参考見積書の作成・提出にご協力をお願いします。

1) 提出期限：1. 2) 日程参照

メールの件名：【参考見積書】 25a00921 _ (法人名)

2) 提出先：1. 1) 記載の電子メール宛先

3) 提出書類：電子データ（PDF等）でご提出ください。

(ア) 当機構メールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可のため、他の形式でお送りください。

(イ) 見積書には、会社名、住所、担当者名、電話番号（在宅であれば携帯電話）をご記入ください。社印の押印は省略可とします。

(ウ) 見積書のファイル名もメール件名と同じにしてください。

4) その他：

(ア) 参考見積書の作成方法について

参考見積書の作成にあたっては、様式は任意としますが、**別紙2**の参考様式を用いて積算してください。

(イ) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていただきますのでご了承ください。

4. その他関連情報

電子入札について JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方はお早めにご準備ください。

- 1) 認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備 詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。認証局によりますが、IC カードの発効には 2～4 週間かかります。
- 2) 団体情報の登録及び「業者番号」の入手 電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行には JICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、7～10 営業日かかります。

【団体情報登録】

[JICAHPリンク：団体情報の登録について](#)

- 3) 電子入札システムの利用方法については、当機構ホームページの「電子入札システム ポータルサイト」をご覧ください。

[JICAHPリンク：電子入札システム ポータルサイト](#)

- 4) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。

本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2025/_icsFiles/afieldfile/2025/09/18/20250918.pdf

以上

別紙 1 : 第 2 業務仕様書 (案)

別紙 2 : 第 3 経費の積算にかかる留意点 (案) (積算様式 (案) 含む)

別添 1 : 梱包条件書

第 2 業務仕様書（案）

業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「京都市との連携による学習用パソコンを活用したウクライナ教育支援」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

ロシアによるウクライナ侵攻により教育施設が破壊され、約 44 万人の児童が完全オンラインで学習を継続中。一方で約 20 万人が必要な端末を持たず教育機会を失っている。京都市が保有する中古の学習用パソコンを再整備し、ウクライナ教育省のオンライン教育体制を支援する。

2. 業務の目的

京都市から無償提供される学習用パソコンを学習に適した状態に再整備し、ウクライナの学校に寄附することで、戦時下の子ども達に学びの継続と将来の可能性を提供する。

3. 履行期間

2026 年 4 月 28 日～2026 年 12 月 31 日

（仕向地到着希望日：2026 年 9 月中）

4. 業務の内容

【共通の情報】

- ・対象パソコン
 - Lenovo IdeaPad D330
 - dynabook K50
- ・付属品（充電器）
- ・端末内臓バッテリー有
- ・端末の箱なし

【作業 1】学習用パソコンの再整備

- (1) 対象パソコン全ての動作確認（通電、OS 起動、画面割れ、破損の有無等）
- (2) A 級品（特に不具合がない製品）、B 級品（※）、C 級品（整備・寄附対象外）に仕分け

※以下の軽微な不具合があるものの、概ね使用に支障がない製品。

キーボードの文字はげ、液晶白抜け、筐体傷、ヒビ、ヒンジゆるみ等

（仕分けの目安）

A 級品＝外観がきれい、動作も問題なし、軽微な使用感のみ

B 級品＝小傷・擦り傷あり、使用感あり、動作は正常

C 級品（ジャンク）＝動作不良・破損・部品欠損など、通常利用困難

- (3) (2) で選定した端末のうち、整備を行う製品数を発注者と確認したのち、オンライン学習に適した状態へ再整備
※再整備とは：軽微なネジのゆるみ締め、大きく目立つ汚れのふき取り（PC 全ての汚れ拭き取り作業は不要）、PC 本体に付着する個人情報の除去（名前シール等）等
- (4) データ消去及び証明書発行

【作業 2】学習用パソコンの輸送

- (1) 国内輸送手配
 - ① 京都市→パソコン再整備会社（2, 100 台程度）
 - ② パソコン再整備会社→至近の船積港（1, 000 台～1, 200 台程度）
- (2) 海外輸送手配（海上輸送：至近の船積港→ポーランド（港）、陸路輸送にてポーランド→ウクライナ）※ポーランド以外により安価・便利な経由地があれば受注者から提案することは可能。
- (3) 再整備済みパソコンの梱包・積み込み
- (4) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (5) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (6) 船積書類（B/L/Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (7) 輸出通関手続き
- (8) 危険品がある場合の諸手続き
- (9) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (10) 貨物海上保険付保
- (11) 経由国を通過するための諸手続き
- (12) 貨物海上保険付保指定倉庫での受領・保管（最大 30 日の保管を想定）
- (13) 貨物の追跡、貨物の到着確認・報告
- (14) 上記に付随する業務

5. 輸送条件

- (1) 発着地（国内）
 1. 京都市指定地からパソコン再整備会社
 2. パソコン再整備会社から至近の船積港
- (2) 発着地（海外）
 1. 至近の船積港からポーランド（港）
 2. ポーランド（港）からキーウ市指定地
 - ・物資の配送先：Brovarskyi Ave, 15, Kyiv, Ukraine, 02002
 - ・物資受取の担当：the Department of Industry and Entrepreneurship Development of Kyiv
- (3) 輸送方法：陸路（国内）、海上と陸路（海外）
- (4) 輸送対象機材：「4.」【共通の機材】の通り

- (5) 業務の範囲：仕向到着地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）
- (6) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、仕向地/到達地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。輸送手配に際しては、安全かつ円滑に輸送できる陸上運輸・船会社、ルートを選択する。
- (7) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項
 - ① 相手国における輸入通関手続き
受注者は発注者の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。
 - ② 到達地の港から仕向地までの陸上輸送
 - ③ 通関に日数を要した場合の保管料
通常に通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。
 - ④ PC 輸送に際しては、盗難リスクに備えるため、輸送中の盗難補償が含まれる保険契約を必ず付帯すること。
- (8) 仕向国により、荷物到着前に書類で免税通関手続きを要することから、注者は、輸送書類の入手後、免税通関手続きに係る所要日数（概ね数日～14 日程度）を空け、仕向国に到着する船便手配を依頼する可能性がある。当該仕向国への輸送依頼時に指示する。受注者は、指示に基づき適切な船便を手配する。
- (9) 船便は原則受注者が選定する。他の貨物との混載は問わないが、確実な追跡が可能な方法とすること。
- (10) 受注者は、機材の遅延や貨物破損等のリスクが小さいと考えられる経路及び船会社の利用につき配慮する。リスクが高いと思われる経路や陸上運輸・船会社を受注者が手配した場合には、発注者は協議を求めることがある。
- (11) 欠航等により、当初予定したスケジュールを変更する必要がある場合、ただちに発注者に報告の上、変更後の到着希望日を確認する。現地の引取態勢が前提となるため、発注者の了解なしに決定しないこと。
- (12) 対象国の運行状況把握に努め、輸送手配に際しては留意すること。

6. 成果物・業務提出物等

上記4.【作業1】【作業2】に係る作業報告書、請求書の発行。

7. 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記【作業1】及び【作業2】の競争参加資格要件を満たす必要があります。

8. 経費支払方法（成果物との関係）

（1）経費確定方法

発注者は、【作業1】【作業2】に係る作業報告書にて数量の実績を確認し、検査合格を以て当該経費を確定する。受注者は、発注者に請求書を発行し、発注者は、請求書に基

づき受注者に支払いを行う。

(2) 支払条件

6. に記載の【作業1】【作業2】に係る作業報告書の確認を行い、検査合格を以て最終
払いを行う。

別添1：梱包条件書

以上

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

（1）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は以下のとおりとします。

1. 学習用パソコン再整備費
2. 日本国内輸送費
3. 海外輸送費
4. 集荷料
5. 梱包料
6. 輸出通関手数料
7. 輸送に係る書類作成料

※日本国内倉庫保管料（最大 30 日を想定）、税関検査など諸経費については、上記 2.～5. に含めること。

（2）入札金額

業務実施にあたり、費用が課税対象となる場合は、消費税を含めた内訳額を設定ください。一方、課税対象外の業務がある場合、入札金額は非課税としてください。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務仕様書（案）に記載の通り、本契約については後払いとします。発注者は、受注者が提出した輸送書類、明細書、請求書を受領した日より 30 日以内にお支払いします。

以上

別紙

積算様式

独立行政法人国際協力機構 御中

会社名：
代表者役職名：
代表者氏名：

見積内訳明細書

件名：京都市との連携による学習用パソコンを活用したウクライナ教育支援

標記につきまして、以下のとおりお見積りします。

見積金額

・学習用パソコン再整備費： _____円（課税） / _____円（非課税）

・国内輸送費： _____円（課税） / _____円（非課税）

・海外輸送費： _____円（課税） / _____円（非課税）

2. 貨物の情報：（陸上） _____個口 / （海上） _____個口

3. 輸送経路： _____

4. 輸送方法： 陸上輸送、海上輸送

途中経由地での積み替え： 有 ・ 無

有の場合： 積み替え回数 _____回、積み替え地： _____

5. 所要日数（見込み）：_____日

1カ月を超える場合、理由：_____

6. 経費内訳 (単位：円)

	項目	単価 × 数量			計
1	学習用パソコン再整備費	@	×	=	¥
2	日本国内輸送費 (荷卸し含む)	@	×	=	¥
3	海外輸送費 (荷卸し含む)	@	×	=	¥
4	集荷料	@	×	=	¥
5	梱包量	@	×	=	¥
6	輸出通関手数料	@	×	=	¥
7	輸送に係る書類作成料	@	×	=	¥
	合計				¥

<備考>

- ・「陸上、海上運賃（荷卸し含む）」に含む燃料サーチャージやセキュリティーサーチャージなど、実際の出荷時に決まる費目については、2026年1月末の出荷を想定して、見積をご提出ください。
- ・本見積時にご提示いただいた単価は、精算時に変更できません。
- ・日本国内倉庫保管料（最大30日を想定）、税関検査など諸経費については、上記6. 経費内訳の2.～5.に含めること。

以上

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

- (1) ケース・マーク (黒字)
(コンサイニー略称)



(仕向地都市名, 国名)
(インボイス番号)
C/No. (ケース番号/ケース数)

- (2) サイド・マーク (赤字)

- 英語: TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN
 仏語: COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON
 西語: COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON
 中国語: 日本国政府技術合作

- (3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク (FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等) を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

- (4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

(本邦指定場所渡し、船積渡しの場合) 以下のとおりとすること。

(仕向地渡しの場合) 以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

ア 海上輸送・航空輸送の共通事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器(包装・梱包方法)で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ 海上輸送梱包

- (1) 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては嚴重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
- (2) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
 - ①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
 - ②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
 - ③仕向地により国連公表の国際基準 (ISPM NO. 15) に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
 - ④熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。
- (3) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (4) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (5) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア

梱包とすること。

- (6) コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさを各梱包ケースをまとめること。
- (7) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

ウ 航空輸送梱包

- (1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
- (2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
- (3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール(JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール)により、かつ JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
- (7) 温度管理品(冷蔵品、冷凍品)は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

エ その他留意事項(必要に応じて記載)

【内陸輸送や保管のためにコンテナをJICAで買い取る場合】

- (1) コンテナは発注者が買い取るものとする。

【仕向国内陸輸送において留意事項がある場合】

- (2) 仕向国内陸輸送にあたっては、以下の点に留意する。(以下、留意事項を記載)

以上